

太田市景観ボランティア等制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政が協働して良好な景観の保持及び向上を図るため、ボランティアによる違反簡易広告物の除却並びに違反広告物又は景観阻害物件の監視及び通報に関する制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 太田市屋外広告物条例（平成22年太田市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に違反して、表示し、又は掲出された広告物等をいう。
- (2) 違反簡易広告物 違反広告物のうち、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項のはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。
- (3) 景観阻害物件 市の良好な景観を阻害する物件をいう。
- (4) 違反広告物等の通報等 違反広告物又は景観阻害物件を監視し、又は市に通報することをいう。

(ボランティアの任命等)

第3条 市長は、市が実施する違反簡易広告物の除却及び違反広告物等の通報等に関する講習を修了した者であつて、市内に在住し、在勤し、又は在学する20歳以上のものを太田市景観ボランティア（以下「ボランティア」という。）として任命することができる。

- 2 市長は、ボランティアを任命したときは、太田市屋外広告物条例施行規則（平成22年太田市規則第93号。以下「規則」という。）第19条第2項の身分証明書（以下「身分証明書」という。）及び景観ボランティア腕章（様式第2号。以下「ボランティア腕章」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、法第7条第4項の規定に基づき、違反簡易広告物の除却に関する事務をボランティアに委任する。
- 4 ボランティアは、前項の規定による委任を受けた事務及び違反広告物等の通報等を行うものとする。
- 5 ボランティアの任期は、3年とする。
- 6 ボランティアは、再任されることができる。
- 7 ボランティアは、任命された日から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、ボランティアが第7条の太田市景観ボランティア活動団体の構成員であるときは、第8条の太田市景観ボランティア活動団体の申請書類をもって、当該書類に代えることができる。

- (1) ボランティア活動計画書（様式第1号）
- (2) 活動地域を示した図面
- (3) 除却した違反簡易広告物の一時保管場所を示した図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（報酬等）

第4条 ボランティアには、報酬を支給しない。

- 2 市長は、予算の範囲内で、違反簡易広告物の除却及び違反広告物等の通報等に要する用具の貸与並びにボランティア活動中の事故に係る傷害等を担保する保険の加入及びその費用の負担を行うものとする。

（ボランティアの遵守事項等）

第5条 ボランティアは、活動するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 活動範囲は、ボランティア活動計画書の範囲内に限ること。
 - (2) 活動する前に、除却活動事前連絡書（様式第3号）を市長に提出すること。
 - (3) 違反簡易広告物の除却を行うときは、他のボランティア又は第7条第1項の太田市景観ボランティア活動団体の構成員と同行し、行うこと。
 - (4) 身分証明書を携帯し、ボランティア腕章を着用すること。
 - (5) 法、条例、規則及びこの要綱を遵守し、市長の指示に従うこと。
- 2 ボランティアは、違反簡易広告物の除却又は違反広告物等の通報等を行ったときは、活動実績報告書（様式第4号）により、実施結果を速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、2人以上のボランティアで行ったときは、代表者1人の報告をもって、他の者の報告を省略することができる。
 - 3 ボランティアが第7条第1項の太田市景観ボランティア活動団体の構成員であるときは、第12条第2項の当該団体の活動実績報告書をもって、前項の規定による報告に代えることができる。
 - 4 ボランティアは、除却した違反簡易広告物を市長に引き継ぐまでは、一時保管しなければならない。

（任命の取消し）

第6条 市長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、その任命を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから辞任したい旨の申出があったとき。
 - (2) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる行為があったとき。
- 2 ボランティアは、前項の規定によりその任命を取り消されたときは、身分証明書及びボランティア腕章を市長に返却しなければならない。

（活動団体の認定等）

第7条 市長は、違反簡易広告物の除却又は違反広告物等の通報等を自主的に行うことを申し出た団体（ボランティア1人以上を構成員とし、3人以上で構成されているも

のに限る。以下同じ。)を太田市景観ボランティア活動団体(以下「活動団体」という。)として認定することができる。

2 市長は、法第7条第4項の規定に基づき、違反簡易広告物の除却に関する事務を活動団体に委任する。

3 活動団体は、前項の規定による委任を受けた事務及び違反広告物等の通報等を行うものとする。

(活動団体の申請)

第8条 前条第1項の規定による認定を受けようとする団体は、景観ボランティア活動団体認定申請書(新規・更新)(様式第5号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 活動員名簿(様式第6号)

(2) 活動計画書(様式第7号)

(3) 活動地域を示した図面

(4) 除却した違反簡易広告物の一時保管場所を示した図面

(5) 前各号に掲げるものほか市長が必要と認める書類

(認定書等の交付等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、活動団体として適当と認めるときは、当該団体の代表者に景観ボランティア活動団体認定書(新規・更新)(様式第8号。以下「認定書」という。)及び景観ボランティア活動団体腕章(様式第9号。以下「団体腕章」という。)を交付するものとする。

2 活動団体の認定期間は、3年とする。ただし、市長が適当と認めるときは、認定期間を更新することができる。

3 活動団体が認定の更新をしようとするときは、認定期間が満了する日までに、市長に対し、前条の規定による申請を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。

(変更届等)

第10条 活動団体が申請書及びその添付書類の内容を変更しようとするときは、市長に活動団体変更届(様式第10号)を提出しなければならない。

2 活動団体が解散又は活動を中止するときは、市長に活動団体解散・活動中止届(様式第11号)を提出し、認定書及び団体腕章を市長に返却しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動団体としての認定を取り消すことができる。

(1) 活動員にボランティアがいなくなったとき。

(2) 活動員が3人未満になったとき。

(3) 活動団体としてふさわしくないと認める行為があったとき又は活動団体として

適当でなくなつたと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。

(活動団体の遵守事項等)

第12条 活動団体が活動するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 活動範囲は、活動計画書の範囲内に限ること。
- (2) 活動する前に、除却活動事前連絡書を市長に提出すること。
- (3) 活動は、ボランティアを含む2人以上で行うこと。
- (4) ボランティアは、身分証明書を携帯し、ボランティア腕章を着用すること。
- (5) ボランティア以外の活動員は、団体腕章を着用すること。
- (6) 法、条例、規則及びこの要綱を遵守し、市長の指示に従うこと。

2 活動団体の代表者は、違反簡易広告物の除却又は違反広告物等の通報等を行ったときは、活動実績報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

3 活動団体の代表者は、除却した違反簡易広告物を市長に引き継ぐまでは、一時保管しなければならない。

(通報の記載)

第13条 市長は、ボランティア及び活動団体から違反広告物等の通報があったときは、その内容を違反広告物等通報台帳(様式第12号)に記載し、保管するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。